

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ゼネラル・オイスター		コード	3224
提出日	2026/6/29	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	・2026/6/26に開催された定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されたため。 ・独立役員である佐藤 秀樹氏が辞任したため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし	
1	浅枝 謙太	社外取締役	○													○	有
2	込山 治郎	社外取締役	○													○	有
3	稲田 淳史	社外取締役														○	
4	石原 一樹	社外取締役														○	新任
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	浅枝謙太氏は、弁護士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験、特に国際取引にも精通されていることから、今後の海外取引拡大に向けた法的助言や当社の意思決定の過程で助言と提言をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。 また同氏は現在及び過去において当社と資本関係、取引関係等が無いことから、独立役員として非適格とされる要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	込山治郎氏は飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に関する適法性及び妥当性に関する助言と提言をいただけることを期待し、社外取締役として選任しております。 また同氏は現在及び過去において当社と資本関係、取引関係等が無いことから、独立役員として非適格とされる要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	稲田淳史氏は、公認会計士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験に加え、事業再生分野のご経験を有しており、当社経営判断および意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。
4	該当事項はありません。	石原一樹氏は、弁護士として企業法務を中心とした豊富な経験及び高度な専門的知見を有しており、その知見及び経験を当社の経営全般及びコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。